

|             |
|-------------|
| 北陸地方整備局建政部  |
| 記者発表資料      |
| 同時発表：国土交通本省 |

|      |             |
|------|-------------|
| 配布日時 | 令和8年8月6日14時 |
| 取り扱い | 配布を以て解禁     |

## 富山県富山市が景観エリアリノベーション事業の モデル都市に選定されました ～富山市南富山駅周辺の暮らしを潤す景観を再生～

国土交通省では、景観法改正（令和8年5月27日公布）に伴い景観エリアリノベーション事業（景観再生事業）を創設しました。今般、全国からの応募結果を踏まえ、富山県富山市をモデル都市に選定し、先導的に面的な景観再生に向けて伴走支援を行います。

今後、富山市では、南富山駅周辺の暮らしを潤す景観の再生や拠点性を活かした建物利用への転換を図るため、協働事業を行う民間事業者の探索や官民連携のあり方の検討等を行い、事業導入に向けて取り組めます。なお、モデル都市の追加に加え、当該取組の進捗を、全国の地方公共団体や民間事業者へ発信することを予定しています。

### ○ 景観エリアリノベーション事業（景観再生事業）の概要

建造物の老朽化等により、良好な景観が損なわれている地域において、景観整備推進法人として指定を受けた民間会社等が、景観計画に基づき、建物等の所有者と協定を結び、所有者に代わって、ノウハウ等を活かして当該建物等の改修や利活用を行い、景観の再生を図ることができるようになるもの。（詳細は、別紙1参照）

### ○ 南富山駅周辺（富山県富山市）の概要

南富山駅周辺は、大正4年に市内軌道が延伸して以来、多くの学校が立地する文教地区として発展し、駅前商店街や住宅地による景観が形成されてきたが、近年は高齢化やライフスタイルの変化に伴い、空き家や空きテナントが散見され、まちの風景であった人の営みが失われつつある。現在、駅前広場等の再構築を進める中、味わいある既存建物の暫定活用など民間事業者や地域団体による動きが生まれており、これらを契機として既存のまち並みに営みを取り戻し、新たな駅前の景観と調和した拠点の再生が求められる。（詳細は、別紙2参照）

### ○ 今後の予定

景観整備推進法人となり得る事業者等の探索、地域での合意形成、事業計画・景観計画の検討。

### ○ その他お知らせ

景観エリアリノベーション事業に関心がある民間事業者や地方公共団体は、以下の連絡先に問い合わせください。

#### 【配布先】

新潟県政記者クラブ  
新潟県政記者クラブ  
富山県政記者クラブ  
石川県政記者クラブ  
その他建設専門紙

#### 【問い合わせ先】

- 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課  
景観・歴史文化環境整備室 課長補佐 平田、係長 新海  
TEL：03-5253-8111（内線 32-987、32-984）／03-5253-8954（直通）
- 国土交通省 北陸地方整備局 建政部  
計画・建設産業課 課長 金谷、課長補佐 山岸  
TEL：025-280-8880（内線 6121、6122）／025-370-6571（直通）

# 【景観法改正】景観エリアリノベーション事業の推進について

## ＜現状の課題＞

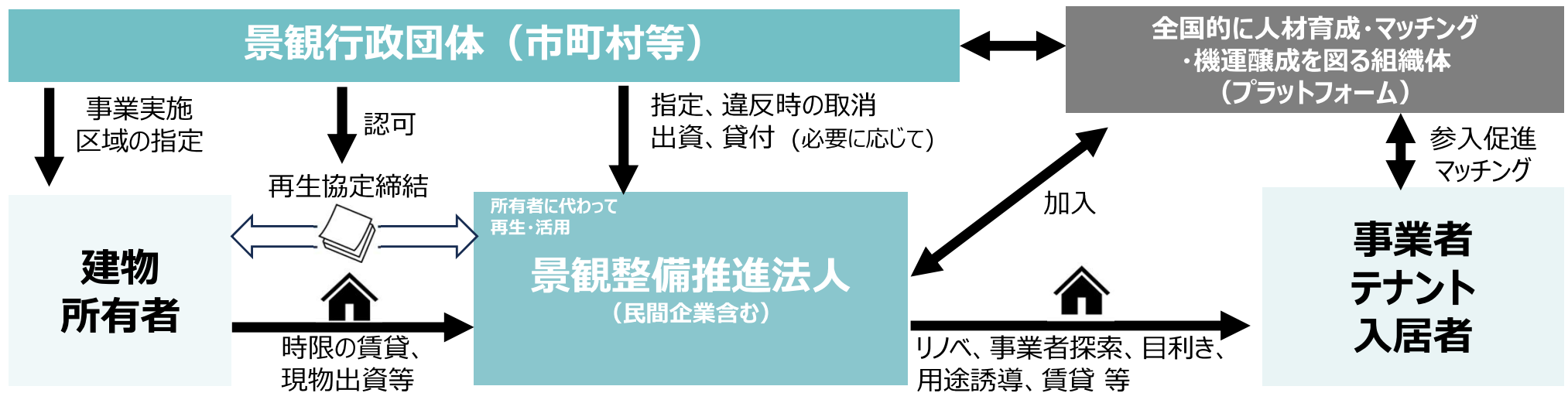
- 地方都市**などの人口や来訪者の減少している地域においては、物件の活用意欲が低下し、老朽化等によって、**良好な景観を十分に形成できていない**状況も見られる。
- 近年、**民間のまちづくり会社**等が、所有者から物件を借り受け、リノベーションにエリア一帯で取り組む成功事例が生まれてきているが、その多くが、再生実績が少ない初期の段階では、**所有者からの信用を得て物件を確保するのに苦労**しているのが現状である

## ＜現行の制度＞

- 現行の景観計画は、行為規制を主な内容としており、積極的に景観を再生する措置は含まれていない。
- 景観整備機構は、景観重要建造物等の管理を主な業務とし、かつ、非営利型法人に限られている。

⇒**民間会社が、所有者に代わって、期間を区切って建造物の改修、利活用促進等に取り組み、積極的に景観再生を図る仕組みが必要。**

## 景観エリアリノベーション(景観再生事業)のイメージ





# 景観エリアリノベーションのイメージ

- <改正事項>
- ① 景観計画に、行為規制のみならず、新たに「景観再生事業※の実施」を追加する。  
※良好な景観が損なわれている区域において、所有者に代わって建造物等の改修、利活用の促進等を通じてエリア内の良好な景観を連鎖的に再生する事業
  - ② 「良好な景観の形成を図ることを目的とする会社」を景観整備機構の指定対象に追加(「景観整備推進法人」に改称)し、エリアリノベーションに民間の活力を最大限活用する。
  - ③ 景観整備推進法人は建造物等の所有者と「再生協定」を締結し、景観行政団体の認可を受けることにより所有者からの信用を得られやすくする。

景観計画に定める区域のイメージ



エリアリノベーションにより景観が再生された事例  
(名古屋市西区那古野)



# 本事業により目指すエリアのイメージ

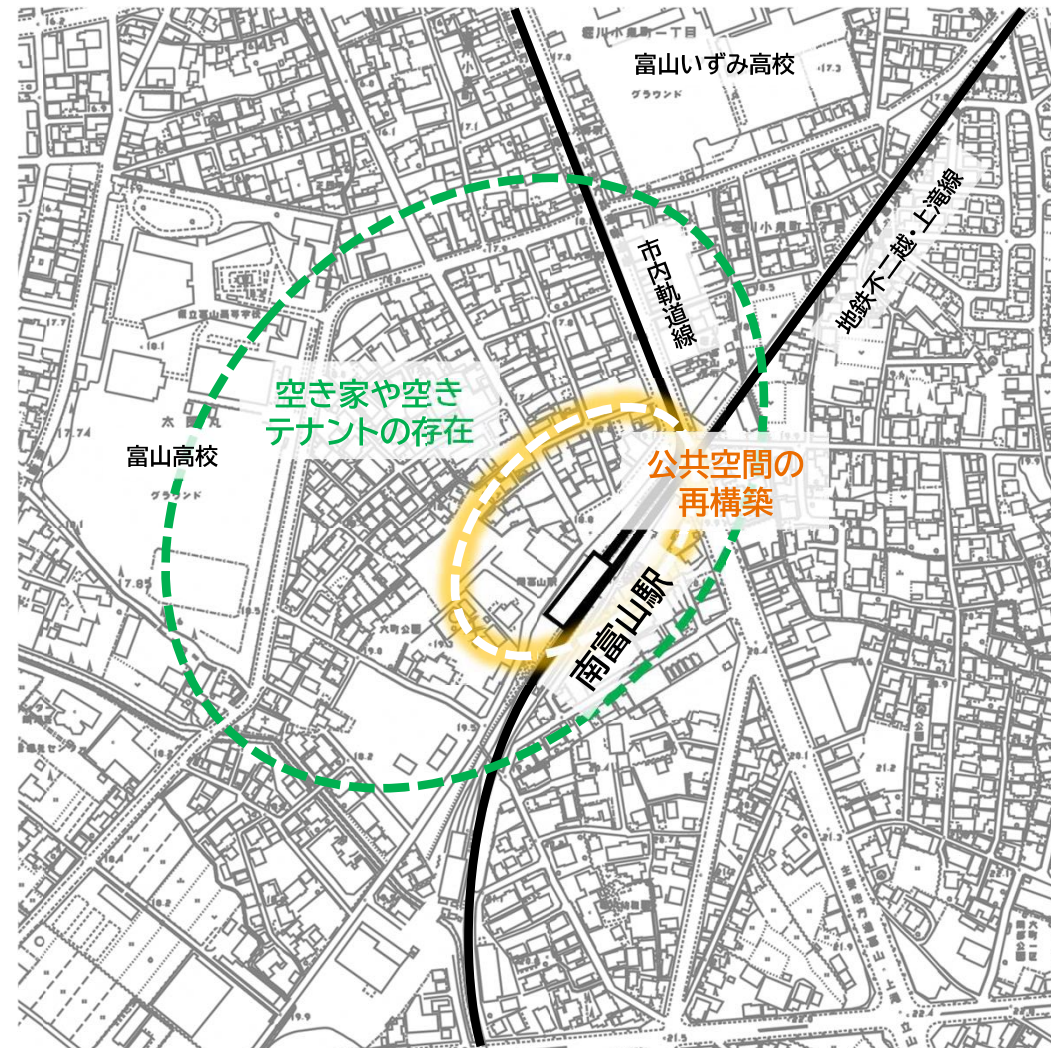
南富山駅周辺は、大正4年に延伸した市内軌道や鉄道が結節する南富山駅を中心に、中学校や高校などが立地する文教地区として発展し、駅前商店街や住宅地による景観が形成されてきたが、近年は高齢化等に伴い、空き家や空きテナントが散見され、まちの風景であった人の営みが失われつつある。

現在、市民や関係者との対話を重ね、南富山駅周辺まちづくりビジョンや基本計画を策定し、拠点性の強化に向けた駅前広場等の再構築を進めており、これに連動しながら、豊かな近隣環境や生活圏を形成する取組が求められている。

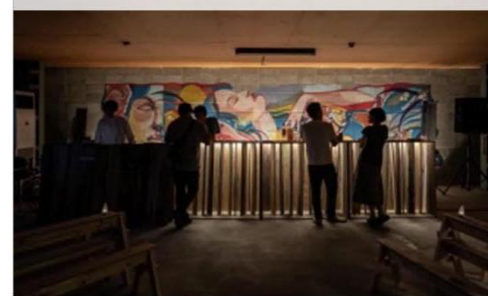
こうした中、民による既存建物の暫定活用やまちづくり団体が主体となった小・中・高等学校との地域学習活動などが動き出しており、これらを契機として既存のまち並みに営みを取り戻し、新たな駅前の景観と調和した拠点の再生を目指す。

参考) <https://www.city.toyama.lg.jp/shisei/machizukuri/1015125/1014091.html>

南富山駅周辺を俯瞰した街並み



既存建物の暫定活用(サロン)



公共空間の再構築イメージ

